

公立大学の役割や課題について

一般社団法人公立大学協会「未来マップのための16の課題」（平成30年5月）をもとに、今回の県立大学の設置検討において参考となるよう、項目ごとに参考事項を整理しました。

Learn: 学習する

1 平成期の公立大学政策

① 公立大学の新たな設置

- 公立大学の設置の場合は、まず、地方からの若者流出が深刻な問題として認識された。18歳人口がピークに至る過程で、都市部の大学では新增設こそ抑制されていたものの、進学者増に対する臨時定員増が行われ、18歳人口が減少局面に転じた後もその半数が恒常定員化され残存した。都市部の大学の収容力の増加は、地方の進学者を吸引し、地方においては依然として進学先が不足していたことから、大学進学者の人材流出が大きな課題となった。
- 公立大学の新たな設置は、都市・地方間の進学機会の不平等を是正し、景気の後退局面では通常困難さを増すこととなる大学進学について、低廉な費用でその道を開き、確保したのである。

② 公立大学の法人化

- 公立大学の法人化では、設置自治体の意向と大学側のイニシアチブの双方が発動され、法人化をきっかけとした改革は相対的に進んだと言ってよい。

2 国と自治体の公立大学政策

③ 国の高等教育政策

- 「将来像答申」「学士課程答申」「質的転換答申」といった大学の多様化、教育の実質化を誘導する答申が次々と出され、それに対応する形でいわゆる「GP」と呼ばれる競争的資金政策が実施された。続いて地方創生政策を背景にCOC事業、COC+事業が実施されたが、一部では公立大学がイニシアチブをとるものもあるが、多くの地域では国立大学が中心となって推進する事業に組み込まれていった。

④ 設置自治体の公立大学政策

	段階	背景となる行政課題
第1期 1991年～	公立大学の設置	地域活性化・若者の定住 地元進学先の不足 地域ニーズに資する人材育成
第2期 2004年～	公立大学法人の設立	行政改革・財政改革 公務員数削減 大学組織・ガバナンスの改革
第3期 2014年～	設置団体政策の充実	地方創生・地域活性化 公立大学資源の積極活用 私立大学の公立大学化

Execute: 実践する

1 学生ファースト戦略

⑤ 多様化する学生への支援

- 公立大学においても多様な学生に対する支援が課題となっている。留学生、社会人学生は言うまでもなく、性的少数者や障害のある学生の存在も、より健在化する方向にある。

⑥ 学生目線の教育改革

- 公立大学はそれぞれの特性に応じて教育改革を進めている。
- また、専門教育については、理工学系・看護系分野において実務経験のある教員による科目の配置を進めている大学も多い。

2 地域ファースト戦略

⑦ 自治体政策への伴走

- 近年、大学と自治体との組織的な連携が明確に求められるようになった契機は、文部科学省が開始した「地（知）の拠点整備事業」（COC）であろう。「大学と自治体が組織的・実質的に協力」するために二者間の協定締結が求められた。ただし、公立大学からは自らを設置する自治体と改めて協定を締結することに、戸惑いの声も寄せられた。それは消極的な意味からではなく、本来、設置自治体と伴走しながら政策課題について取組みを進めていく立場にある公立大学ゆえに感じる違和感であったと考えられる。
- 設置自治体の地域活性化政策、保健福祉政策と直接結びつけられる形で設置された公立大学も多く、自治体との組織的な連携を当然の取組みと考える公立大学も多い。

⑧ 地域貢献における「公」の位置づけ

- かつては、教育を通じて学生を輩出することが大学の第一の使命であり、研究成果を社会に還元することが社会貢献であると考えられていた。すなわち、大学の存在そのものに意味を見出せばよかったのである。
- 近年、市民の生涯学習を支援する活動、産業を発展させるための研究活動、さらに学生のボランティア活動や地域との連携で行われる教育活動、これらすべてが「地域貢献」として、大学の主要な活動となっている。

Advance: 前進する

1 公立大学生の飛躍

⑨ 高等教育無償化への対応

- 日本学生支援機構の「平成26年度学生生活調査」によれば、国公立大学間の比較において、公立大学の家庭の経済状況が最も厳しい状況にある。

⑩ 大学を超えた学生交流

- 近年、学生交流が地方創生に果たす意義が見いだされ、国内の大学間の学生交流の取組みが推奨されている。

2 公立大学と地域の飛躍

⑪ 公立大学政策の新たな展開

- 公立大学の設置が容易でなかった時期には、地域からの人材流出を止めるために、地方自治体による私立大学の誘致が積極的に行われ、いわゆる公私協力方式、あるいは地方自治体が自ら学校法人を設立する公設民営方式で多くの私立大学が開学した。

⑫ 自治体発の高等教育政策

- 県内高等教育機関が持っている知的・人的資源を地域や社会の課題解決に活用することにより、実践的な教育や研究を目指すこととしているほか、学生が地域への理解を深めることが県内への定着の契機となると期待されることから、県内高等教育機関と地域の企業や研究機関、市町村などと連携して学びの場の提供や地域づくりを推進している。
- ① 教育機会の均等の実現
今後予想される社会の変化を踏まえ、人材に対する需要、学問・専門領域のバランスを考え、地域別の教育機会の均等をはかるよう、教育機関の配置、経営の持続可能性等、総合的な視点から均衡のとれた高等教育機関の配置を進める必要がある。
- ② 地域活性化の推進
高等教育機関が、知の拠点として地域の諸課題の解決、基盤強化に貢献するとともに、それを支える人材育成に確かな役割を果たすよう振興に取り組む必要がある。
- ③ 行政課題の解決
加速度的に変化する社会・経済環境のもとで、行政的手法のみで解決できない課題がますます多くなっていることから、大学の知見を活かして解決をはかる仕組みづくりが求められる。

Drive: 牽引する

1 公立大学が向かう未来

⑬ 3つの提言

- 公立大学が「地域立」である意味をポジティブに考えてはどうか。地域の課題は待ったなしで進行しており、役所だけでは解決できないことから、大学と行政は地域を一緒に盛り上げていくパートナーとなるべき。そのためには大学と行政双方に、ハブ（接点）となれる人材を育成することが重要。
- シンクタンクでなく、ビジョンを蓄積する「ビジョナリータンク」をめざすものではないか。
- 学生が大学や地域においてどんな物語を紡いだかが、いずれ大学のアイデンティティとなり、さらには出会いや経験の物語が共有されると、卒業後の大学や地域に対する思いにつながる。

⑭ 公立大学のガバナンス

- 法人化において、理事長と学長との分離、あるいは法人化後の最初の学長が大学の申し出を受けることなく設置自治体で決められることなど、ドラスティックな制度変更を経験した公立大学では、学長選考における学内の意向投票を廃止するケースが多数を占めるなど、一般に大学ガバナンスに必要なとされる改革が進んでいる場合が多い。

2 組織が目指す未来

⑮ 公立大学の職員育成

- 公立大学は法人化の後、設置自治体からの「派遣職員」に代わる職員として、法人独自の職員採用を行っている。どのタイミングでどの程度まで法人採用職員に切り替えるかについては、経営の観点から言えば法人側で計画性を持って判断することが望ましいが、実態としては設置自治体の人事方針に従うケースが多い。法人独自での職員採用が可能になることは、法人化のメリットの一つである。

⑯ 主体的な質保証活動

- 1991年の大学設置基準の大綱化以降、段階的な経緯を経て、2004年に認証評価制度が定められた。同時に、中央省庁等改革の重要な柱である独立行政法人制度と相似形をなす形で国立大学の法人制度が施行された。これにより教育課程の編成と大学組織の運営における二つの自律性が付与され、それと引き換えに認証評価と法人評価という二つの評価制度が導入された。政府によるガバメントから、大学によるガバナンスへの転回である。